

ファミリーサポートサービス利用料の助成について

低所得世帯、ひとり親家庭等世帯及び多胎児世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に、ファミリーサポートセンターのサービス利用料の一部を助成します。

【対象者】

ファミリーサポートサービスを利用した日において本市に住所を有し、下記のいずれかに該当する世帯の方です。

- ① 生活保護世帯
- ② 市町村民税非課税世帯（4月から6月は前年度、7月から3月は現年度税額）
- ③ ひとり親家庭等世帯（児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給世帯）
- ④ 多胎児世帯（双子以上の多胎児を養育する世帯）

【助成金額】

利用料の2分の1を助成（キャンセル料・食事代等の実費は対象外）
ただし、1か月当たりの助成金額の上限は、4,000円です。

【申請方法】

「償還払い」での助成となります。協力会員に利用料を支払い後、市役所窓口へ申請してください。

<提出書類>

- (1) 射水市ファミリーサポートサービス利用料助成金交付申請書兼請求書
- (2) 援助活動の報告（依頼会員用）
- (3) 指定口座の通帳の写し

【申請期限・振込日】

- ・ファミリーサポートサービスを利用した日の属する年度の、翌年度4月末までに申請してください。
- ・審査の結果、対象の方には申請された翌月末までに助成金を指定口座に振り込みます。

【問合せ先】

射水市子育て支援課保育・幼稚園係
TEL 0766-51-6629